破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１９号
埼玉県東松山市材木町16番15号　ウィンベルソロ105
破産者　大塚　五郎
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２８号
静岡県牧之原市波津１丁目91番地１、旧住所静岡県牧之原市相良90番地２
破産者　中川　　清
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８２号
静岡市葵区長沼２丁目３番22―605号
破産者　桑田ゆみ子
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６号
北九州市小倉南区下曽根２丁目10番37―502号
破産者　國武　伸弥
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５７号
北九州市小倉南区下曽根２丁目10番37―502号
破産者　國武　晶子（旧姓稲田）
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８９号
北九州市小倉南区若園３丁目17番３―206号
破産者　小野　孝一
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０７号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀371番地の１サニーコート202号
破産者　モリイＥＸ工房こと　毛利井勝己
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２８号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19―1003号
破産者　大山光子こと　片　　良明
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２００号
川崎市高津区北見方１丁目４番１号、前住所横浜市緑区長津田町2644番地７
破産者　今井美千代
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
東京都世田谷区弦巻４丁目９番13―101号、開始決定時の住所川崎市宮前区野川1158番地12　ジェルメ・Ｋ　201
破産者　山崎　和也
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
川崎市麻生区南黒川２番４―403号
破産者　外間　和宏
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
富山県南砺市野尻622番地３
破産者　齋藤　雄一
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２６号
富山県射水市中新湊６―35　レオパレスドリムキャッスル202号、住民票上の住所富山市上冨居２丁目３番３号
破産者　アドマンこと　野坂　　一
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第９０号
名古屋市南区大堀町７番26号　シャルム大堀403号
破産者　鈴村　　勝
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１３号
名古屋市緑区有松南809番地
破産者　尾形　嘉崇
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０４号
愛知県日進市折戸町寺脇33番地６　キリックスグループ日進寮、従前の住所愛知県犬山市大字橋爪字大浦屋敷１番地
破産者　中華料理Ｈａｎａこと北京料理Ｈａｎａこと　石川　和彦
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４３号
愛知県半田市有楽町７丁目106番地の１ユートピアタウンⅡ５Ｄ号
破産者　久松　好志
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０２号
大阪府松原市立部１丁目６番19号
破産者　和田　邦男
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
堺市西区浜寺石津町西４丁13番22―４号
破産者　牧　　晴弘
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係